

平成 21 年 3 月 20 日現在

研究種目：基盤研究（B）
 研究期間：2006～2008
 課題番号：18402011
 研究課題名（和文） 中国における国際法
 その受容、適用及び実効性についての体系的検証
 研究課題名（英文） International Law in China:
 Its acceptance, application and effectiveness
 研究代表者
 王 志安（OU SHIAN）
 駒澤大学・法学部・教授
 研究者番号：40255641

研究成果の概要：本研究は、20 世紀最後の 20 年から今日に至るまでの中国と国際法の関係、国際法の受容、適用および実効性にかかわる理論および実行についての体系的検証を通して、解明することを目的とするものである。3 年間の間研究を通して、『中国と国際法 その開放政策 30 年の軌跡』という一つの研究成果をほぼ完成するに至った。具体的には、中国と国際法の基礎理論、国際法に対する中国の基本政策、中国における国際法の実行という 3 部構成からなる。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006 年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2007 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2008 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：中国の台頭、条約の効力と適用、国有化・収用条項、主権理論、海洋法政策とシー・パワー、国際紛争の平和的解決、国際裁判

1. 研究開始当初の背景

中国の開放政策の展開に伴って中国が経済発展を成し遂げる一方、国際社会においても重要なファクトとなりつつある。本研究は国際社会における中国の著しい台頭を背景に、国際社会とりわけその既存制度・秩序に対する中国の姿勢を国際法の視点から確認することが極めて重要であるという観点から、開放政策以来中国と国際法の間関係を体系的に検証としたものである。

このような研究は日本においてはもちろん、中国を含む諸外国においてもなされていなかった。中国の国際秩序に対する基本姿勢の変化を考えれば、このような研究はきわめて重要なものであるといえよう。

本来、一つの大国の基本姿勢を国際法の視点から検証するためには多くの学者による共同研究が望ましいものである。中国語の制約から今回はとりあえず、個人研究からこの大きな課題に挑むこととなった。

研究開始当初、ちょうど中国が自らの発展

が国際社会にとって平和的台頭だと力説しているところであった。つまり、中国の経済発展に伴って、中国脅威論が次第に展開され、中国が自らの発展にとって有利な国際環境を保つため、国策の一環として平和的台頭を打ち出したわけである。これは、国際秩序とりわけ国際法・国際組織・国際制度に対する中国の基本的立場を確認するものでもあった。開放政策には国際秩序に対する見方の変化が内包されるものであったが、理論的・政策的にこれを明らかにすることはなかった。こうした政策の転換は、ある意味で本研究の基本視点にも大きな影響を与えた。体系的検証とはいえ、国際秩序に対する中国の基本姿勢の将来像を明確に捉えるのは欠くことのできない作業であった。平和的台頭はその意味でこれまでの中国の国際法に対する姿勢を総括するためのフレーズとして利用されているだけでなく、その将来像を描き出すことにとっても大きな意義をもつ。

基本的視点を明確に据えたことで、各個別のテーマ研究も、ひとつの参照座標が得られた。

2. 研究の目的

本研究は、20世紀最後の20年から今日に至るまでの中国と国際法の間を、国際法の需要、適用および実効性にかかわる理論および実行についての体系的検証を通して、解明することを目的とするものである。

この研究目的を達成するために、主に3つの基本的テーマを選んだ。第1に、国際法・国際秩序に対する中国の姿勢である。これは、国際法の基礎理論、とりわけ国際法の性質や機能にかかわるだけでなく、中国と国際法の歴史的な出会い・受け入れ、中華秩序とヨーロッパを起源とする国際法秩序の抵触・受容、主権理論の受容・利用といったテーマに密接に関連する。第2に、国際法に対する中国の基本政策である。国際法や主権理論をいったん受け入れた中国は、きわめて実利主義的な手法で国際法を利用する傾向を示している。国際法を法として取り扱いながら、その政策性・政治性・道具性を決して見逃していない。開放政策にとって有利なものであれば、たとえイデオロギー的には対立・抵触するものであっても、積極的にそうした法規範・制度を受け入れた。外国資産の国有化・収用に関してハル形式をめぐる攻防がこれを明らかにしている。また国連海洋法条約を受け入れながら、積極的に自らの新しいシー・パワー政策を展開している。つまり、条約規定上詳細出ないまたは明確でない部分に関しては自

らの安全保障・経済利益の視点から積極的に有利な解釈または新しい規範の成立を主張するようになっている。政策・政治を法に融合させるような利用の仕方が展開されている。第3に、特徴のある個別のテーマを選択し中国における国際法の特徴ある展開を明らかにする。国際法の利用・適用に関しては、各国が一定の基本的な原則を遵守しながらもそれぞれの特徴をもつ。国内法における条約の効力・適用の問題が典型的なものである。国内法を口実に国際条約上の義務を履行しないことが許容されないが、国内法における条約の効力・適用は、各国においては大きな差を見せている。また、中国は国際裁判の利用に関して消極的であるという認識が学界でも常識とされてきている。しかし、WTO加盟や国連海洋法条約の批准に伴って、中国も義務的な国際紛争解決手続きに対処せざるを得なくなっている。この実際の変化が国際法に対する認識の変化につながるものであるかどうか非常に興味深い課題である。

こうした3つの側面からの研究を通して、『中国と国際法 開放政策 30年の軌跡』という共通テーマを解明するに近づく見通しが成り立っている。

3. 研究の方法

(1) 現地での資料収集 3年間計6回中国への資料収集を行った。国家図書館をはじめ有名大学の図書館、データベース、書店などを通して研究テーマに関連する資料を幅広く収集した。

(2) 中国の学者との意見交換 中国と国際法をテーマにしている関係で、できるだけ中国で重要な研究業績を上げている学者と会い、国際法とりわけ中国の国際法学に関する意見を聞き、意見交換し自らの問題意識を磨きながら、個別の研究テーマを立てることをしてきた。

(3) 国際法の展開に関連する国内立法と裁判判例への関心 近年中国が国際法・外交活動関連の立法を多く制定した。そうした法律の背景だけでなく、その意義・中身を知るため、資料収集の一つの中心テーマとしてきた。また、条約の適用に関する多くの裁判判例が出されているが、中国の国内でもほとんど未研究のままであった。それらを貴重な資料として分類・分析などの研究を展開した。

(4) 体系的分析 中国と国際法とは大きな研究テーマである。これを成し遂げるためには基本的な視点を据えることが重要である一方、これを具体的に論証するための個別テーマの選択・展開もきわめて重要である。今回の研究過程で、広範囲の資料収集を武器に、

中国の特徴のある視点・認識・法政策・法制度の展開に心がけながら、できるだけ一つの全体像を描き出すような選別・分析・研究作業を行った。

(5)研究会報告を行い、学者らの意見を聞く一定の完成度に達した研究テーマに関してできるだけ学術的な研究会で報告し学者らの意見を聞く。これまで2回にわたって関西国際法研究会で中国の台頭と国際法および条約の効力と適用について報告を行った。

(6)学会活動への積極的な関与 中国の国際法に関連する研究で、学界から評価を得ることができた。その関連で、2009年8月東京大学で開催される第2回アジア国際法学会の報告要請を受けることとなった。具体的には中国の国内裁判における国際人条約の適用というテーマでパネリストの一人として参加することである。

4. 研究成果

3年間にわたる研究で、予定していた研究成果を基本的に達成し、『中国と国際法開放政策 30年の軌跡』という一つの大型の研究業績を完成できる状態となっている。これは一部執筆中のものを含めて以下のような具体的な内容をもつ。

第1部 中国と国際法の基礎理論

(1)中国の平和的台頭と国際法(公表した研究) この論考は、ここ30年国際法秩序に対する中国の受容または挑戦に関連する中国の実行・理論・思考を「平和的台頭」の意味合いに照らしながら検証し、中国と国際法の関係を体系的に分析するための一つの基本的視座を確かめることを目的としたものである。そのため、まず、「平和的台頭」というフレーズの提出背景を明らかにした。次に、「平和的台頭」が中国の国際法学界においてどのように受け取られているかを分析した。さらに、その上、このフレーズはここ30年の実行・理論・思考を総括するための基本視座として妥当なものであるかどうか、あるいはどのような意味をもつかを考察した。

(2)中国における主権理論の展開(公表した研究) この論考は、経済主権を中心とした中国における主権理論の展開を検証し、主権理論の研究における中国の危機感を明らかにする一方、多様な主権理論との対話を展開しながら自らの主権理論を探る中国の学者の理論的取り組みを分析することを目的とする。こうした研究は、主権に対する中国の基本姿勢、それゆえ国際法・国際秩序に対するその基本姿勢を理解することによって

重要な意義をもつ。まず、伝統的主権理論が中国において受け入れられた背景を明らかにし、経済主権論が伝統的主権理論の一環としてなぜそしてどのように展開されたかを分析する。次に、グローバル化にともなう主権原理の危機に対する中国学者の理解と捉え方を検証しながら、グローバル化における主権への新しいアプローチに対する中国学者の取り組みを解明する。こうした検討を踏まえて、経済主権への新しいアプローチの一つとして展開された主権移譲論を分析する。この理論こそ、中国の主権理論の新たな展開における最大なポイントである。結論においては、中国における主権理論の展開を捉えるための幾つかの基本視点・原理を明らかにする。

(3)国際法の性質と機能に対する中国の捉え方(執筆中の研究)

資料収集・整理が完成し、執筆中である。国際法の法的性格と機能に対する中国学者の分析を検証し、中国の国際法学の流れ、とりわけマルクス主義の影響を受けながら、西側の国際法学理論に対する受容をどのように評価すべきかが研究の出発点である。また、近時国際学の中で国際関係論から国際法への評価あるいは逆に国際政治における国際法の役割に対する国際法学からの自覚的検証が一つの流行となっている。これは中国の国際学の展開においても鮮明に現れ、学際的な研究が一定の成果を挙げている。本研究は、こうした展開を解明しつつ、国際法基礎理論に対する中国の取り組みを比較的視点から批判するものである。

第2部 政策的視点からみた国際法に対する中国の基本的考え

(1)中国の投資保護協定における国有化・収用条項(公表した研究) 本研究は、中国の投資保護協定(BIT)における収用の補償に関する規定およびそれに対する中国の学者の理論的評価を取り上げ、収用の基準に対する中国の基本姿勢を明らかにするとともに、国際法とりわけ国際投資法の発展と変化に中国がどのような姿勢で対応してきたかを考察することを目的とする。このような研究目的は2つの理由による。第1に、後述するように、BITにおける収用補償の原則・基準の展開において中国が大きな意義をもつことである。BITの数だけでなく、途上国としての立場、途上国との数多くのBITをもっていることから、中国のBITは補償原則にかかわる途上国の姿勢変化を考察する上で欠かせない存在である。第2に、国際法の受容に対する中国の基本姿勢への強い関心である。本研究はあくまで中国と国際法の関係を解明するための一つの手がかりであり、投資の受け入れから投資保護の国際的な法規範

の受け入れにいたるまで、中国がどのような道を行ってきたのか、そしてそれに伴って中国の知識人や法律家たちがこれをどのように思考してきたか。収用補償の原則・基準に対する中国の姿勢変化・思考方式を通して上記の問題を考察できるのではないかと考える。

(2)中国の海権(sea power)理論の展開(資料整理段階) 中国による国連海洋法条約の批准は、中国にとって海洋の開発・利用に一つの基本的な枠組みを提供するものであると同時に、海洋の大国の夢を実現するための策略・政策を展開させるための絶好の空間をもたらしたと捉えられている。国際政治学で展開されたシー・パワー理論を国際法学・国際関係学論の学者は、軍とりわけ海軍の戦略研究学者らとともに、新しい海権理論を打ち立てようとした。数の多くの研究が近年公表されている。本研究テーマは、国連海洋法条約に対する中国の政策的・戦略的アプローチを検証するものである。海洋法をもってシー・パワーを論じる考えの背後にその論理的妥当性だけでなく、実行の必要性がどのように捉えられているかを分析する。

第3部 中国における国際法の実行

(1)中国の国内法における条約の効力と適用(公表した研究) 本研究は、中国の開放政策が遂行されてから30年間国内法における条約の効力と適用に関する中国の実行と理論を概観し検証することを目的とする。第1に、条約の効力と適用の課題に取り組むにあたって中国の学者が依拠した国家実行を分類する。これらの国家実行は、中国での条約の効力と適用に関する理論的展開、学説上の対立や関連法制度の改正要求を理解することによって重要な意義をもつ。第2に、特定時期の国家実行に対応して展開された中国学者の理論的思考を取り上げ、その形成、定着のプロセスを追いつながりながら、新しい理論の展開、既存理論に対する批判の展開も留意する。最後に、中国における条約の効力と適用に関する研究に残された課題を明らかにする。

(2)国際紛争の平和的解決(資料整理段階) 新中国は誕生した時点で周辺諸国との間に領土紛争・境界画定などで多くの紛争を抱えてきた。また領域に対する認識の変化に伴ってより積極的に領域の主張を展開するようになってきていることもあって、領域をめぐる紛争の危険性とその解決の緊急性が増す一方である。領域をめぐる武力衝突もあったが、全体として中国は外交的手段を中心に紛争を平和的に解決してきた。紛争解決を達成する外交的交渉は、いかなる基本的考えに基づいたものであろうか。実行と理論の両面で関心の高いものである。このテーマを立てた問

題意識がそこにある。

(3)中国と国際裁判(資料整理完了、執筆中。一部の成果をすでに公表) 中国に関して国際裁判の利用はきわめて消極的であるといわれる。中国の有力な学者も国際裁判の利用を避けるべきとの見解をとる。受動的とはいえ、1990年代から中国は義務的国際裁判を受け入れなければならない状況に置かれるようになった。WTOや国連海洋法条約への加盟・批准で強制的紛争解決手段による紛争解決が適用されるようになったからである。理論上、中国人学者がこれをどのように捉えているか。実行上、中国政府がこれをどのように対処しているか。この研究はこうした問題意識から中国の国際法理論界における論争を整理しながら、それに向けての政策的な取り組みを検証する。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計5件)

王 志安 2008年11月「中国における主権理論の探求 経済主権論の展開を中心に」駒澤法学8巻2号1-44(37-80)頁

王 志安 2008年11月「国際裁判と途上国の受諾・利用 その文化的意義を適切に捉えるために」中川淳司・寺谷広司編『歴史・理論・実証 国際法学の地平』(東信堂出版社)所収722-744頁

王 志安 2008年10月「中国の投資保護条約における収用の補償原則 ハル形式が許容されているか」駒澤法学8巻1号1-44(49-92)頁

王 志安 2008年1月「中国国内法における条約の効力と適用 実行と理論の概観」駒澤法学7巻2号1-38(127-174)頁

王 志安 2007年9月「中国の「平和的台頭」と国際法秩序 30年の総括のための視点をさぐって」駒澤法学7巻1号1-38(47-84)頁

[学会発表](計1件)

Wang Zhi an
Asian Society of International Law
2009年8月2日(東京大学)予定

[その他]

駒大電子紀要検索

<http://www.lib.komazawa-u.ac.jp/>

6 . 研究組織

(1)研究代表者

王 志安 (OU SHIAN)

駒澤大学・法学部・教授

研究者番号：40255641

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし